

# 令和 2年度予算見積調書(9月補正予算)

課室名：少子政策課  
 担当名：子育て環境整備担当  
 内線：3322 (単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B6	放課後児童クラブ等に係る新型コロナウイルス感染対策事業		一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童福祉事業費		
事業期間	令和 2年度～	根拠法令	児童福祉法第6条の3第2項、第14項、子ども・子育て支援法第3条第2項、第67条		宣言項目	01 結婚・出産・子育ての希望実現			
					分野施策	010102 子育て支援の充実			
1 事業概要			5 事業説明						
新型コロナウイルス感染拡大防止のための学校の臨時休業等により、追加で発生する放課後児童クラブや子育て支援の各事業の費用に対して市町村に補助を行う。 (2)放課後児童クラブ利用料支援事業 321,754千円 緊急事態宣言の期間の延長や小学校の分散登校等の実施等による所要額の増 (4)地域子育て支援拠点事業等に係る相談体制強化事業 国庫補助メニューの追加による増 14,000千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が交付されることによる財源更正 (繰入金)△418,725千円 (国庫支出金)432,725千円			(1) 事業内容 ア 放課後児童クラブ開所支援事業 321,449千円 小学校の臨時休業に伴い、午前中から放課後児童クラブを開所する等を行った場合に、追加で発生する費用について補助を行う。 イ 放課後児童クラブ利用料支援事業 430,749千円 市町村が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために放課後児童クラブを臨時休業・登所自粛させた場合等に、市町村が保護者へ返却する日割り利用料について補助を行う。 ウ ファミリー・サポート・センター利用料支援事業 2,281千円 小学校の臨時休業等に伴い、ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合の利用料の減免を行った場合に生じる費用について補助を行う。 エ 地域子育て支援拠点事業等に係る相談体制強化事業 14,000千円 地域子育て支援拠点事業等及び利用者支援事業において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮した相談支援体制の構築・強化に資する取り組みを行うための経費について補助を行う。						
2 事業主体及び負担区分 国1/3(県1/3)市町村1/3			(2) 事業計画 小学校の臨時休業等に伴い、追加で発生する放課後児童クラブやファミリー・サポート・センター事業及び地域子育て支援拠点事業等の費用に対して補助を行う。						
3 地方財政措置の状況			(3) 事業効果 子育て支援に係る各事業を実施する市町村に財政的な支援を行い、感染拡大防止のための小学校の臨時休業等により市町村や事業所が受ける影響を緩和する。						
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×1.0人=9,500千円			(4) 補正予算の概要 緊急事態宣言の期間延長や小学校の分散登校等の実施等への対応及び国庫補助メニューの追加による増。 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が交付されることによる財源更正。						
予算額		財 源 内 訳						一般財源	補正後の 予算額
決定額	335,754	国庫支出金	754,479	繰入金	△418,725			0	768,479
現計額	432,725			432,725				0	